

令和５年度 公文書開示（９月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	１ 号	２ 号	３ 号	４ 号	５ 号	６ 号	７ 号	８ 号	９ 号		
1	R5. 8. 28	R5. 9. 8	・平成24年10月11日付 24環多改水第269号 ・平成24年10月11日付 24環多改水第270号 ・平成24年10月11日付 24環多改水第271号	42	1														請求者の求めにより、個人情報、印影及び配置図は請求対象外とする。	環境局 多摩環境事務所 環境改善課
2	R5. 8. 25	R5. 9. 11	・15環多改土第174号 土地利用の履歴等調査届出書 ・15環多改土第174号（資料） 土壌・地下水調査報告書	247	1														請求者の求めにより、個人情報、印影は請求対象外とする。	環境局 多摩環境事務所 環境改善課
3	R5. 9. 2	R5. 9. 15	「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業」に係る説明会実施状況報告書（令和３年９月９日）	21		1					1								連絡先の担当者及び事業者側出席者の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであり、東京都情報公開条例第７条第２号に該当するため。	環境局 総務部 環境政策課
4	R5. 9. 5	R5. 9. 19	林地開発許可変更申請書 （令和５年５月16日付け、平成31年４月25日、31環多自第166号に係るもの）	47		1						1	1						（１）申請書の法人印影偽造等により犯罪等に利用されるおそれがあるため、条例第７条第４号に該当する。 （２）計画概要書の事業経費事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれることから、条例第７条第３号に該当する。	環境局 多摩環境事務所 自然環境課
5	R5. 9. 5	R5. 9. 19	変更許可処分通知 （令和５年６月23日付け、５環多自第343号、別記条件付きのもの）	2	1															環境局 多摩環境事務所 自然環境課
6	R5. 9. 5	R5. 9. 19	〇〇（事業者名）が都の林地開発許可を得ている〇〇（住所）における開発行為について、都が同法人に対し発出した行政指導書・注意書（※開発許可の際に付した前提条件に関わるものに限る）						1										本件請求は特定法人に対する公表していない行政指導の有無について請求しているものであり、公にすることで特定法人が行政指導を受けたか否かの内部管理情報が明らかになり、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれ、東京都情報公開条例第７条３号に該当するため、その存否を明らかにせず、条例１０条に基づき、開示請求を拒否する。	環境局 多摩環境事務所 自然環境課
7	R5. 7. 24	R5. 9. 22	別紙１のとおり		1															環境局 自然環境部 緑環境課
8	R5. 7. 24	R5. 9. 22	別紙２のとおり			1					1	1	1		1				別紙３のとおり	環境局 自然環境部 緑環境課
9	R5. 7. 24	R5. 9. 22	「東京都が委託した事業のうち、その事業に係る契約が公法上の契約又はこれに類する契約に該当するものに関する仕様書及び検査調					1											当該公文書については作成及び取得していないため存在しない。	環境局 自然環境部 緑環境課
10	R5. 7. 24	R5. 9. 22	（１）小笠原ビジターセンターにかかる計画書 （２）東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村外10施設にかかる報告書 （３）東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村外10施設にかかる委託先の選定に関する文書																以下のとおりホームページにて公表していることから、情報公開条例第18条第２項に基づき却下とする。 （１）東京都建設局ホームページ「指定管理者の指定について（平成27年度）」 (https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/content/000021168.pdf) （２）東京都環境局ホームページ「令和５年度のお知らせ」 (https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/naturepark/known/shiteikanrisha/oshirase/shiteikanri2023.html) （３）東京都環境局ホームページ「令和２年度のお知らせ」 (https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/naturepark/known/shiteikanrisha/oshirase/shiteikanri2020.files/02_sentei-gaiyou.pdf) 「令和元年度のお知らせ」 (https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/naturepark/known/shiteikanrisha/oshirase/shiteikanri2019.files/01_sentei-gaiyou.pdf) 「過去のお知らせ」 (https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/naturepark/known/shiteikanrisha/oshirase/2017.files/29_sentei-gaiyou.pdf)	環境局 自然環境部 緑環境課
11	R5. 7. 24	R5. 9. 22	別紙４のとおり		1															環境局 多摩環境事務所 自然環境課
12	R5. 7. 24	R5. 9. 22	別紙５のとおり			1					1	1	1		1				別紙６のとおり	環境局 多摩環境事務所 自然環境課
13	R5. 9. 11	R5. 9. 22	・２環多自第636号 森林法第10条の２に基づく開発行為について（指示） ・３環多自第448号 森林法第10条の２に基づく開発行為について（指示）	2		1						1							不開示とした事業者名及び指示内容については公表事項ではなく、また公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれることから、情報公開条例第７条第３号に該当する。	環境局 多摩環境事務所 自然環境課

14	R5. 9. 12	R5. 9. 26	・5環総政第345号「神宮外苑地区のまちづくりにおける樹木の保全について（要請）」 ・9月8日会見質疑・想定 神宮外苑へのヘリテージ・アラートの発出について① 神宮外苑へのヘリテージ・アラートの発出について②	5	1												環境局 総務部 環境政策課	
15	R5. 9. 12	R5. 9. 26	2023年9月12日『神宮外苑地区のまちづくりにおける樹木の保全について（要請）』に関して 1）上記文書を出す際の庁議及び都市整備局と環境局の会議の日時、内容が分かる文書（含む検討資料） 4）神宮第二球場解体に伴う事業者の樹木保 1〇〇（住所）のビル改築等に関する、占用申請書。 2〇〇（住所）のビル改築等に関する、アスベストの法規等の 行政に対し提出した書類一切											1			本件請求内容に係る公文書は実施機関において作成及び取得しておらず、存在しない。	環境局 総務部 環境政策課
16	R5. 9. 19	R5. 9. 26	（事案の移送）第十四条『…実施期間は、開示請求に係る公文書公文書が他の実施期間により作成されたものであるときその他の実施期間において開示決定等を行うことにつき移送をした 実施期間は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により…』とあります。通知く 令和4年度中防外側処分場制御盤更新工事その1											1			当該文書は、区に移管された事務のため、実施機関では取得していません、存在しない。	環境局 環境改善部 大気保全課
17	R5. 9. 19	R5. 9. 26	共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率 (1)令和4年8月23日付4環改大第460号「解体・改修工事におけるアスベスト飛散防止の徹底について（依頼）」関係文書一式 (2)令和4年8月29日付事務連絡「解体・改修工事におけるアスベスト飛散防止の徹底について（依頼）」関係文書一式	6	1												環境局 資源循環推進部 廃棄物埋立管理事務所	
18	R5. 8. 22	R5. 9. 28	①森林法 許可処分通知（31環多自第166号） 許可処分通知書（写し）及び別記条件 ②自然保護条例 許可書（30環多自許第34号）	8	1												環境局 環境改善部 大気保全課	
19	R5. 9. 20	R5. 9. 28	〇〇（建物名） ・相談・処理カード ・緑化計画書 ・緑化計画書（変更）	5	1												環境局 多摩環境事務所 自然環境課	
20	R5. 9. 15	R5. 9. 29	〇〇（建物名） ・相談・処理カード ・緑化計画書 ・緑化計画書（変更）	34	1					1				1			・個人の氏名 特定の個人を識別することができるものであるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当。 ・事業者の印影 偽造等により、犯罪等に利用される恐れがあるため、情報公開条例第7条第4号に該当。	環境局 自然環境部 緑環境課

対象公文書の件名	
・4環自緑第648号	令和4年度における東京都奥多摩都民の森の管理に要する費用に関する協定に基づく第1四半期の支払について
・4環自緑第715号	令和4年度における東京都奥多摩都民の森の管理に要する費用に関する協定に基づく第2四半期の支払について
・4環自緑第946号	令和4年度における東京都奥多摩都民の森の管理に要する費用に関する協定に基づく第3四半期の支払について
・5環自緑第150号	令和4年度における東京都奥多摩都民の森の管理に要する費用に関する協定に基づく第4四半期の支払について
・4環自緑第637号	令和4年度における東京都檜原都民の森の管理に要する費用に関する協定に基づく第1四半期の支払について
・4環自緑第717号	令和4年度における東京都檜原都民の森の管理に要する費用に関する協定に基づく第2四半期の支払について
・4環自緑第945号	令和4年度における東京都檜原都民の森の管理に要する費用に関する協定に基づく第3四半期の支払について
・5環自緑第151号	令和4年度における東京都檜原都民の森の管理に要する費用に関する協定に基づく第4四半期の支払について
・4環自緑第479号	令和4年度における東京都小笠原ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定に基づく第1四半期の支払について

・4環自緑第709号 令和4年度における東京都小笠原ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定に基づく第2四半期の支払について

・4環自緑第982号 令和4年度における東京都小笠原ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定に基づく第3四半期の支払について

・5環自緑第133号 令和4年度における東京都小笠原ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定に基づく第4四半期の支払について

・3環自緑第1160号 令和4年度東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村の管理に要する費用に関する協定の締結について(原議)

・3環自緑第1161号 令和4年度東京都立多幸湾公園の管理に要する費用に関する協定の締結について(原議)

・3環自緑第1162号 令和4年度東京都立小峰公園の管理に要する費用に関する協定の締結について(原議)

・3環自緑第1163号 令和4年度東京都奥多摩ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定の締結について(原議)

・3環自緑第1164号 令和4年度東京都小笠原ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定の締結について(原議)

・3環自緑第1165号 令和4年度東京都高尾ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定の締結について(原議)

・3環自緑第1166号 令和4年度東京都御岳ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定の締結について

・3環自緑第1167号 令和4年度東京都御岳インフォメーションセンターの管理に要する費用に関する協定の締結について

・3環自緑第1201号 令和4年度 東京都檜原都民の森の管理に関する年度協定の締結について

・3環自緑第1202号 令和4年度 東京都奥多摩都民の森の管理に関する年度協定の締結について

・令和4年度における東京都奥多摩湖畔公園山のふるさと村の管理に要する費用に関する協定の一部を変更する協定書

・東京都奥多摩都民の森 事業計画書

対象公文書の件名
1.東京都御岳インフォメーションセンター 事業計画書
2.東京都御岳ビジターセンター 事業計画書
3.東京都高尾ビジターセンター 事業計画書
4.東京都立小峰公園 事業計画書
5.東京都奥多摩ビジターセンター 事業計画書
6.東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村 事業計画書
7.東京都立多幸湾公園 事業計画書
8.東京都檜原都民の森 事業計画書
9.令和4年度における東京都奥多摩ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定書

10.令和4年度における東京都御岳インフォメーションセンターの管理に要する費用に関する協定書

11.令和4年度における東京都御岳ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定書

12.令和4年度における東京都高尾ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定書

13.令和4年度における東京都小笠原ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定書

14.令和4年度における東京都小峰公園の管理に要する費用に関する協定書

15.令和4年度における東京都奥多摩ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定の一部を変更する協定書

16.令和4年度における東京都御岳ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定の一部を変更する協定書

17.令和4年度における東京都御岳インフォメーションセンターの管理に要する費用に関する協定の一部を変更する協定書

18.令和4年度における東京都高尾ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定の一部を変更する協定書

19.4環自緑第1180号 令和4年度東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村外4施設の管理に要する費用に関する協定変更協議の回答及び協定締結について(原義)

20.令和4年度における東京都奥多摩都民の森の管理に要する費用に関する協定に基づく第1四半期の支払

21.令和4年度における東京都奥多摩都民の森の管理に要する費用に関する協定に基づく第2四半期の支払

22.令和4年度における東京都奥多摩都民の森の管理に要する費用に関する協定に基づく第3四半期の支払

23.令和4年度における東京都奥多摩都民の森の管理に要する費用に関する協定に基づく第4四半期の支払

24.令和4年度における東京都檜原都民の森の管理に要する費用に関する協定に基づく第1四半期の支払

25.令和4年度における東京都檜原都民の森の管理に要する費用に関する協定に基づく第2四半期の支払
26.令和4年度における東京都檜原都民の森の管理に要する費用に関する協定に基づく第3四半期の支払
27.令和4年度における東京都檜原都民の森の管理に要する費用に関する協定に基づく第4四半期の支払
28.令和4年度における東京都小笠原ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定に基づく第1四半期の支払
29.令和4年度における東京都小笠原ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定に基づく第2四半期の支払
30.令和4年度における東京都小笠原ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定に基づく第3四半期の支払
31.令和4年度における東京都小笠原ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定に基づく第4四半期の支払
32.東京都小笠原ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定に基づく支払に使用する、支払金口座振替依頼書

	開示しない部分（不開示情報）	不開示条項	不 開 示 理 由
1	対象公文書 1 から 8 まで及び 19 のうち、事業者担当者氏名、スタッフ氏名、緊急時連絡先等不開示とした部分 また対象公文書 28 及び 31 のうち印鑑証明の生年月日	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であるため。
2	対象公文書 1 から 8 までのうち、職員の能力、資格、実務経験、その他人材に関する記述のうち不開示とした部分	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報である、または、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため。
3	対象公文書 1、2、4、7 及び 8 のうち、支出計画における従事者の給与または福利厚生費等に関する内訳	第 7 条第 2 号及び第 3 号	個人の情報については公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第 7 条 2 号に該当する。 また、法人の情報については当該法人の内部管理に関する情報であり、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため条例第 7 条 3 号に該当する。
4	対象公文書 2、3 及び 5 のうち事業者業務実績、人件費以外の支出計画の主な内容における不開示とした部分	第 7 条第 3 号	事業者に関する情報であり、公にすることで当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。
5	対象公文書 9 から 19 までにおける印影、並びに対象公文書 28 から 32 までにおける支払金口座振替依頼書、使用印鑑届、印鑑証明書及び請求書の印影	第 7 条第 4 号	事業者の印影は、偽造等により犯罪等に利用されるおそれがあるため。
6	対象公文書 20 から 32 までにおける口座情報（依頼人名、金融機関名、銀行コード、支店名、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義人、債権者名）	第 7 条第 3 号及び第 6 号	事業者の口座情報については、公にすることで、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため条例第 7 条第 3 号に該当する。 また、自治体の口座情報については、公にすることで、当該自治体の会計事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第 7 条第 6 号に該当する。

対象公文書の件名
指定管理対象施設名A: 東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村
A1 4環多自第539号「令和4年度における東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村の管理に要する費用に関する協定書」に基づく委託料の支払い(第1四半期分)
A2 4環多自第832号「令和4年度における東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村の管理に要する費用に関する協定書」に基づく委託料の支払い(第2四半期分)
A3 4環多自第1211号「令和4年度における東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村の管理に要する費用に関する協定書」に基づく委託料の支払い(第3四半期分)
A4 5環多自第216号「令和4年度における東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村の管理に要する費用に関する協定の一部を変更する協定書」に基づく年間支出予定額の変更及び第4四半期分委託料の支払い
指定管理対象施設名B: 東京都立小峰公園
B2 4環多自第884号「令和4年度における東京都立小峰公園の管理に要する費用に関する協定書」に基づく委託料の支払い(第2四半期分)
B3 4環多自第1189号「令和4年度における東京都立小峰公園の管理に要する費用に関する協定書」に基づく委託料の支払い(第3四半期分)
B4 5環多自第213号「令和4年度における東京都立小峰公園の管理に要する費用に関する協定の一部を変更する協定書」に基づく年間支出予定額の変更及び第4四半期分委託料の支払い

指定管理対象施設名C: 東京都奥多摩ビジターセンター

C2 4環多自第773号「令和4年度における東京都都奥多摩ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定書」に基づく委託料の支払い(第2四半期分)

C3 4環多自第1177号「令和4年度における東京都奥多摩ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定書」に基づく委託料の支払い(第3四半期分)

指定管理対象施設名D: 東京都都高尾ビジターセンター

D2 4環多自第734号「令和4年度における東京都都高尾ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定書」に基づく委託料の支払い(第2四半期分)

D3 4環多自第1160号「令和4年度における東京都高尾ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定書」に基づく委託料の支払い(第3四半期分)

指定管理対象施設名E: 東京都都御岳ビジターセンター

E2 4環多自第756号「令和4年度における東京都都御岳ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定書」に基づく委託料の支払い(第2四半期分)

E3 4環多自第1186号「令和4年度における東京都御岳ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定書」に基づく委託料の支払い(第3四半期分)

指定管理対象施設名F: 東京都御岳インフォメーションセンター

F2 4環多自第755号「令和4年度における東京都都御岳インフォメーションセンターの管理に要する費用に関する協定書」に基づく委託料の支払い(第2四半期分)

F3 4環多自第1178号「令和4年度における東京都御岳インフォメーションセンターの管理に要する費用に関する協定書」に基づく委託料の支払い(第3四半期分)

対象公文書の件名	
指定管理対象施設名A: 東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村	
A5	4環多自第539号 支出命令書(山のふるさと村の管理に要する委託料(第1四半期))
A6	4環多自第539号 支出命令書(山のふるさと村の管理に要する委託料(第2四半期))
A7	4環多自第539号 支出命令書(山のふるさと村の管理に要する委託料(第3四半期))
A8	4環多自第539号 支出命令書(山のふるさと村の管理に要する委託料(第4四半期))
指定管理対象施設名B: 東京都立小峰公園	
B1	4環多自第581号「令和4年度における東京都立小峰公園の管理に要する費用に関する協定書」に基づく委託料の支払い(第1四半期分)
B5	4環多自第581号 支出命令書 小峰公園の管理に要する委託料(第1四半期)
B6	4環多自第581号 支出命令書 小峰公園の管理に要する委託料(第2四半期)

B7 4環多自第581号 支出命令書 小峰公園の管理に要する委託料(第3四半期)

B8 4環多自第581号 支出命令書 小峰公園の管理に要する委託料(第4四半期)

指定管理対象施設名C: 東京都奥多摩ビジターセンター

C1 4環多自第515号「令和4年度における東京都奥多摩ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定書」に基づく委託料の支払い(第1四半期分)

C4 5環多自第218号「令和4年度における東京都奥多摩ビジターセンターの管理に要する費用に関する協定の一部を変更する協定書」に基づく年間支出予定額の変更及び第4四半期分委託料の支払い

C5 4環多自第515号 支出命令書 奥多摩ビジターセンターの管理に要する委託料(第1四半期)

C6 4環多自第515号 支出命令書 奥多摩ビジターセンターの管理に要する委託料(第2四半期)

C7 4環多自第515号 支出命令書 奥多摩ビジターセンターの管理に要する委託料(第3四半期)

C8 4環多自第515号 支出命令書 奥多摩ビジターセンターの管理に要する委託料(第4四半期)

	開示しない部分(不開示情報)	不開示条項	不開示理由
1	対象公文書B8、C8、D8、E8、F8のうち、印鑑証明の生年月日	第7条第2号	個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であるため。
2	対象公文書B1からF8における協定書の写し、支払金口座振替依頼書、使用印鑑届、印鑑証明書及び請求書の法人印影	第7条第4号	事業者の印影は、偽造等により犯罪等に利用されるおそれがあるため。
3	対象公文書A5からA8、B5からB8、C5からC8、D5からD8、E5からE8、F5からF8における口座情報(金融機関名、銀行コード、支店名、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義人)	第7条第3号及び第6号	事業者の口座情報については、公にすることで、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため条例第7条3号に該当する。 また、自治体の口座情報については、公にすることで、当該自治体の会計事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条6号に該当する。